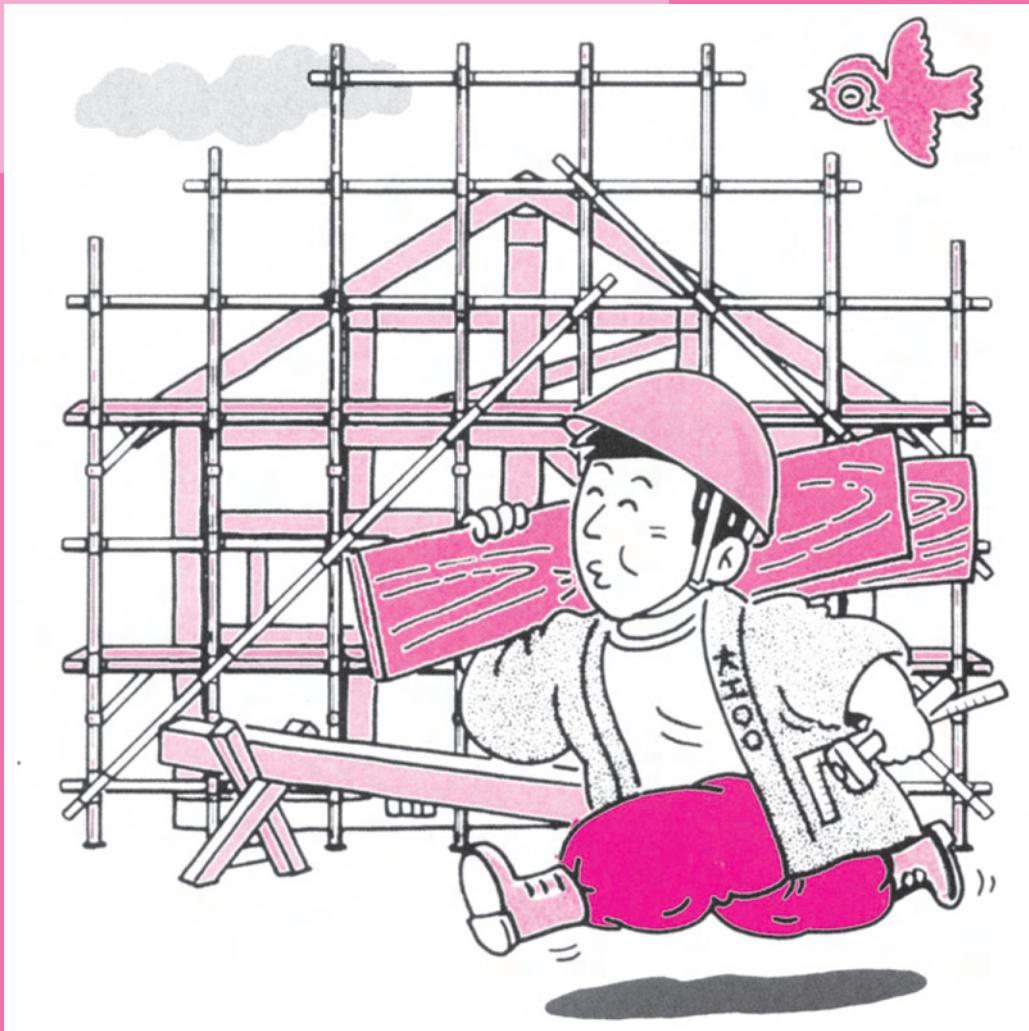


特別加入制度のしおり

一人親方その他の自営業者用



厚 生 労 働 省
都 道 府 県 労 働 局
勞 働 基 準 監 督 署

はじめに

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

このパンフレットは、4種類の特別加入のうち、一人親方等の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、加入時健康診断、業務上外の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して特に留意していただきたい事項を説明していますので、特別加入を希望する方はもちろんのこと、すでに特別加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いします。

1 特別加入者の範囲について

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する方（以下「一人親方等」といいます。）のうち、次の種類の事業を行う方が特別加入できます。

- ① 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を行う方（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
- ② 建設の事業を行う方（大工、左官、とびの方など）
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業を行う方（漁船に乗り組んでその事業を行う方に限り、⑦に該当する方を除きます。）
- ④ 林業の事業を行う方
- ⑤ 医薬品の配置販売（薬事法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業をいいます。）の事業を行う方
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を行う方
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が実施する事業を行う方

2 特別加入の手続について

（1）新たに特別加入を申請する場合について

一人親方等としての加入要件を満たす方が特別加入する場合、一人親方等の団体（注）の構成員として特別加入することとなります。一人親方等の団体は、所轄の労働基準監督署長（以下「署長」といいます。）を経由して都道府県労働局長（以下「局長」といいます。）に「特別加入申請書（一人親方等）」（以下「申請書」といいます。）を提出し、承認を受ける必要があります。

（注）一人親方等の団体について

一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行うこととなります。この一人親方等の団体として認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 一人親方等の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるか否かは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

特別加入の申請を行う際には、特別加入を希望する方の業務の具体的な内容、業務歴及び希望する給付基礎日額等を申請書に記入し、署長を経由して局長に加入申請を行い局長の承認を得るという手続が必要となります。

申請書の記載については、11ページの記載例を参考にしてください。

また、給付基礎日額については、5ページを参照してください。

- ① 申請書には、一人親方等の団体における定款、規約等の目的、組織、運営などを明らかにする書類と業務災害の防止に関して一人親方等の団体が講ずべき措置及び一人親方等が守るべき事項を定めた書類を添付しなければならないこととされています。ただし、船員法第1条に規定する船員が実施する事業を行う方については、業務災害の防止に関する書類の添付は必要ありません。
- ② 「特別加入予定者の氏名」欄は、一人親方等として特別加入を予定している方全員の氏名を記載してください。
- ③ 「業務又は作業の具体的な内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるか否かを判断するうえで重要な項目ですので、担当業務の具体的な内容を明確に記載してください。
- ④ 「特定業務との関係」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内のイからニまでに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の記号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、ホを○で囲んでください。また、特定業務のいずれかに該当する場合には、「業務歴」欄にその該当する特定業務に従事した最初の年月を上段に、特定業務に従事した期間の合計を下段に記載してください。

特別加入の申請に対する局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において特別加入を申請する方が加入を希望する日となります。

(2) すでに特別加入を承認されている団体の場合について

すでに特別加入を承認されている方の氏名や業務内容等に変更があった場合、一人親方等の団体は、「特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）（以下「変更届」といいます。）」を署長を経由して局長に提出することが必要です。

変更届の記載については、12ページの記載例を参考にしてください。

すでに特別加入を承認されている一人親方等の団体において、新たに一人親方等として特別加入を希望する方が生じた場合、当該団体は、申請書ではなく変更届を署長を経由して局長に提出してください。

また、当該団体においてすでに特別加入を承認されている方の一部が特別加入者としての要件に該当しなくなった場合にも、変更届を提出することが必要です。

新たに特別加入を希望する方については、「特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）」欄に必要な事項を記載してください。

また、当該団体においてすでに特別加入を承認されている方の一部が特別加入者としての要件に該当しなくなった場合には、「特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）」欄に必要な事項を記載してください。

特別加入の変更届出に対する局長の変更決定は、当該変更届出の日の翌日から起算して14日の範囲内において変更届出を行う方が変更を希望する日となります。

3 加入時健康診断について

(1) 加入時健康診断が必要な場合

特別加入を希望する一人親方等のうち、別表1に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」欄に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

別表1 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

(2) 加入時健康診断が必要な場合の手続について

特別加入を申請する一人親方等で加入時健康診断が必要な場合、一人親方等の団体は、初めに「特別加入時健康診断申出書（以下「申出書」といいます。）」を署長に提出します。

申出書の記載については、13ページの記載例を参考にしてください。

申出書の業務歴から判断して加入時健康診断が必要であると認められる方（以下「加入時健康診断対象者」といいます。）に対しては、署長から「特別加入健康診断指示書（以下「指示書」といいます。）」及び「特別加入時健康診断実施依頼書（以下「依頼書」といいます。）」が交付されます。

加入時健康診断対象者は、指示書に記載された期間内に指示された診断実施機関で加入時健康診断を受ける必要があります。また、加入時健康診断を受ける際に依頼書を当該診断実施機関に提出してください。

なお、この場合の加入時健康診断に要する費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。

加入時健康診断を受けた方は、当該診断実施機関が作成した「健康診断証明書（特別加入用）」を申請書に添付し、署長に提出してください。

じん肺健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、エックス線写真を健康診断証明書に添付することが必要です。

申出書は、申請書と一緒に署長に提出することもできます。この場合には、加入時健康診断受診後、速やかに健康診断証明書を署長に提出してください。

すでに特別加入を承認されている一人親方等の団体において、新たに特別加入を希望する方が生じた場合、加入時健康診断が必要な方については、当該団体が申出書を署長に提出し、指示書及び依頼書が交付された後、加入時健康診断を受診し、変更届にその健康診断証明書を添付して提出してください。

(注) 健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容や業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますので、注意してください。

(3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就業することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務の内容にかかわらず特別加入は認められません。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

(4) 保険給付を受けられない場合

特別加入前の主たる要因により疾病が発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付を受けられることあります。

特別加入者に係る業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病及び特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、保険給付の対象となりません。

したがって、健康診断の結果、疾病の症状又は障害の程度が、特別加入についての制限を行う必要のない程度であった場合であっても、加入時点における疾病の程度及び特別加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間等からみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる疾病については、保険給付は行われません。

4 業務災害の防止に関する措置

一人親方等の団体は、あらかじめ業務災害の防止に関し当該団体が講すべき措置及び一人親方等が守るべき事項を定めておかなければなりません。これらによって、当該団体は自主的に業務災害防止に努めていただくことになります。

5 納付基礎日額及び保険料について

(1) 納付基礎日額について

納付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行いう方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、局長が承認した額が納付基礎日額となります。

なお、決定された納付基礎日額は、毎年6月1日から7月10日までの間に変更の申請をすることができます。その場合には、「納付基礎日額変更申請書」を提出していくことになります。

(2) 保険料について

特別加入者の保険料については、保険料算定基礎額にそれぞれの事業に定められた保険料率（別表3参照）を乗じたものとなります。

なお、年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出することとなります。

別表2 納付基礎日額・保険料一覧表

納付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 年間保険料=保険料算定基礎額×保険料率	
		(例1) 建設の事業の 場合 保険料率19/1000	(例2) 個人タクシー 業者の場合 保険料率14/1000
20,000円	7,300,000円	138,700円	102,200円
18,000円	6,570,000円	124,830円	91,980円
16,000円	5,840,000円	110,960円	81,760円
14,000円	5,110,000円	97,090円	71,540円
12,000円	4,380,000円	83,220円	61,320円
10,000円	3,650,000円	69,350円	51,100円
9,000円	3,285,000円	62,415円	45,990円
8,000円	2,920,000円	55,480円	40,880円
7,000円	2,555,000円	48,545円	35,770円
6,000円	2,190,000円	41,610円	30,660円
5,000円	1,825,000円	34,675円	25,550円
4,000円	1,460,000円	27,740円	20,440円
3,500円	1,277,500円	24,263円	17,878円

（注）年間保険料の額は、その年度における保険料算定基礎額の総額に千円未満の端数が生じるときは端数を切り捨てた額に保険料率を乗じて計算しますので、納付基礎日額3,500円の場合には、特別加入者1人当たりの年間保険料の額が別表2に掲げる額と異なる場合があります。

別表3 第2種特別加入保険料率表

特 別 加 入 の 種 類	料 率
自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業	14/1000
建設の事業	19/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	46/1000
林業の事業	52/1000
医薬品の配置販売の事業	7/1000
再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業	13/1000
船員法第1条に規定する船員が行う事業	50/1000

6 補償の対象となる範囲について

特別加入している方については、業務災害又は通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。

(1) 業務災害について

保険給付の対象となる災害は、加入対象に応じて一定の業務を行っていた場合に限られています。したがって、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

① 個人タクシー業者及び個人貨物運送業者

- ア 免許等を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含みます。）、貨物の積み卸し作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合
- イ 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

② 建設業の一人親方等

- ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- イ 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- エ 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除きます。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- オ 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

③ 漁船による自営漁業者

- ア 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合
- イ 最終の発地から漁船まで、又は漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合
- ウ 突発事故による予定外の緊急の出勤途上

④ 林業の一人親方等

- ア 森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路及びこれに接続する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為を行う場合

- イ 作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打合せ等を通常行っている場所（自宅を除く場所で、以下「集合解散場所」といいます。）における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ 集合解散場所と森林の中の作業地の間の移動及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- エ 作業に使用する大型の機械等を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- オ 台風、火災等の突発事故による緊急用務のために作業地又は集合解散場所に赴く場合

⑤ 医薬品の配置販売業者

住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入を含みます。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入を含みます。）を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限ります。）

⑥ 再生資源取扱業者

- ア 再生資源を収集、運搬、選別、解体する等の作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- イ 再生資源を収集、運搬するために行われるトラック等の貨物運搬用車両等を運転又は操作する作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合
- ウ 台風、火災等の突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所等に赴く場合

⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業

- ア 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合（恣意的行為等積極的な私的行為を除く）
- イ 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出動途上
- ウ 下船後における旅客の乗降のための作業及び、荷下ろし等の作業又は出荷のための作業等事業のためにする行為に直接付帯する作業についても、事業の性質に応じて業務遂行性が認められることがあります。

(2) 通勤災害について

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

ただし、次に掲げる一人親方等については、通勤災害の保護の対象となっていません。

- ① 個人タクシー業者及び個人貨物運送業者
- ② 漁船による自営漁業者

[労災保険法上の通勤とは]

通勤災害とは、通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、当該逸脱・中断の間及びその後の移動は通勤となりません。ただし、当該逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に復した後の移動は「通勤」となります。

7

保険給付・特別支給金の種類について

特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の種類については、別表4に記載されてい
るおりです。

別表4 保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類 (注1)	支 給 事 由	給 付 内 容	特別支給金
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院又は労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院又は労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	特別支給金はありません。
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注2)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。
障害補償給付 障害給付	〔障害（補償）年金〕 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 〔障害（補償）一時金〕 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	〔障害（補償）年金の場合〕 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 〔障害（補償）一時金の場合〕 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において①傷病が治っていないこと、②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。

保険給付の種類	支 給 事 由	給 付 内 容	特別支給金
遺族補償給付 遺族給付	<p>〔遺族（補償）年金〕 業務災害又は通勤災害により死亡した場合（年金額は遺族の人数に応じてかわります。）</p> <p>〔遺族（補償）一時金〕 ①遺族（補償）年金を受けることができる遺族がない場合 ②遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受けうる方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合</p>	<p>〔遺族（補償）年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 （遺族1人の場合）給付基礎日額の153日分又は175日分（注3） （遺族2人の場合）給付基礎日額の201日分 （遺族3人の場合）給付基礎日額の223日分 （遺族4人以上の場合）給付基礎日額の245日分</p> <p>〔遺族（補償）一時金の場合〕 左欄の①の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。②の場合は給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。</p>	遺族特別支給金は300万円が一時金として支給されます。
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。
介護補償給付 介護給付	業務災害又は通勤災害により、障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	<p>〔常時介護の場合〕 介護の費用として支出した額（104,730円を上限）が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が56,790円を下回る場合は一律定額として56,790円が支給されます。</p> <p>〔随時介護の場合〕 介護の費用として支出した額（52,370円を上限）が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が28,400円を下回る場合は一律定額として28,400円が支給されます。</p>	特別支給金はありません。

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付です。

(注2) 休業（補償）給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業について全部労働不能であることが必要となっています。（全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業ができない状態をいいます。）。

(注3) 遺族（補償）年金の受給資格者である遺族が一人であり、55歳以上又は一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

8 支給制限

特別加入者が業務災害又は通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合、保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部又は一部）が行われることがあります。

9 特別加入者としての地位の消滅

(1) 脱退により消滅する場合

一人親方等の団体は、政府の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、当該団体を構成する方全員を包括して行わなければなりません。この場合、当該団体は、署長を経由して局長に「特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）」を提出し、承認を受けることが必要です。

特別加入の脱退申請に対する局長の承認は、当該脱退申請の日から起算して14日の範囲内において脱退を申請する方が脱退を希望する日となります。

(2) 自動的に消滅する場合

一人親方等がその事業に従事しなくなったときは、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

一人親方等が特別加入に係る団体の構成員でなくなったときは、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

一人親方等の団体が解散したときは、その解散の日の翌日に特別加入者としての地位が消滅します。

(3) 取消により消滅する場合

一人親方等の団体が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

様式第34号の10(表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書（一人親方等）

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

① 団 体	フ リ ガ ナ	アンキウケンセツギョウキントウバアイ 文京建設業協同組合						
	イ 名 称							
	ロ 代 表 者 の 氏 名	組合長 春日 治						
ハ 事 業 又 は 作 業 の 種 類		建設の事業						
② 特別加入予定者		*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。						
整理番号		特別加入予定者の氏名	法第33条第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容	業務歴	希望する給付基礎日額	備考	
1		関口 充 本人		大工工事業 鉄打機	イ 粉じん作業を行う業務 ② 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計 27年 月	12,000	
2		大塚 五郎 本人		大工工事業	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ③ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計 年 月	12,000	
3		生島 大介 本人		左官工事業	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ④ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計 年 月	12,000	
4		西根 浩 本人		左官工事業	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ⑤ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計 年 月	12,000	
				(以下別紙)	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計 年 月		
③ 添 付 す る 書 類 の 名 称		イ 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類			文京建設業協同組合規約			
		ロ 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類			文京建設業協同組合災害防止規約			
④ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して14日以内)					平成22年 5月 1日			

上記のとおり特別加入の申請をします。

名 称 文京建設業協同組合

平成22年 4月 24日

団体の主たる事務所の所在地 郵便番号 112-0013 電話番号 03-0000-XXXX

東京都文京区音羽 ハーハ

代表者の氏名

組合長 春日 治



東京 労働局長 殿

様式第34号の8（表面）

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

特別加入の承認業	イ 労 働 保 險 番 号		府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号						
			13 / 01 033458						
	ロ 名 称		文京建設業協同組合						
ハ 事 業 場 の 所 在 地		東京都文京区音羽△-△							
変更届の場合 (特別加入者のうち一部に変更がある場合)	特別加入者に関する変更	変更年月日	変更を生じた者の氏名 法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容					
				変更前	変更前	変更後			
				変更後	変更後	変更後			
	特別加入者の異動			変更前	変更前	変更前			
				変更後	変更後	変更後			
				変更後	変更後	変更後			
	特別加入者のうち一部に変更がある場合	特別加入者になつた者	異動年月日	氏 名	異動年月日	氏 名			
	特別加入者のうち一部に変更がある場合	新たに特別加入者になつた者の異動	異動年月日	氏 名	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容	希望する給付基礎日額		
平成22年 6月1日			石川道夫	本人	左官工事業	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用的業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし		最初に特定業務に従事した年月 に従事した期間の合計	年 月
						イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用的業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし		最初に特定業務に従事した年月 に従事した期間の合計	年 月
				イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用的業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に特定業務に従事した年月 に従事した期間の合計	年 月			
変更決定を希望する日（変更届提出の翌日から起算して14日以内）平成22年 6月 1日									
脱退申請合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。								
	*申請の理由（脱退の理由）								
	*脱退を希望する日（申請日から起算して14日以内）		年	月	日				

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退の申請をします。

平成22年 5月 22日

東京 労働局長 殿

事業主の

氏名

東京都文京区音羽△-△

組合長 春日治

（法人その他の団体であるときはその名称及び代表の氏名）

郵便番号 112-0013 電話番号 03-0000-XXXX



労働者災害補償保険
特別加入時健康診断申出書

中央 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

平成 22年 4月 14日

労働保険番号	府 県	所掌	管 脇	基 幹 番 号	枝 番 号
	13	1010	38458		

事業主又は
特別加入団体の

住 所 東京都文京区音羽 △-△

(名称) 文京建設業協同組合

氏名 組合長 春日治印

特別加入団体の場合には、その
主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名

特別加入予定者のうち 健康診断が必要な者	特別加入予定 年 月 日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に 用いる工具(又は材料、薬品等)の名称	左記の業務に特別加 入前に従事した期間	実施すべき健康診断 の種類 (該当する項を○) (で囲むこと)
関口充	22.5.1	大工工事業 鉄打機	昭和58年 4月から 平成22年 3月まで 21年 月間	イ. じん肺健康診断 ① 振動障害健康診断 ハ. 鉛中毒健康診断 ニ. 有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ. じん肺健康診断 ロ. 振動障害健康診断 ハ. 鉛中毒健康診断 ニ. 有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ. じん肺健康診断 ロ. 振動障害健康診断 ハ. 鉛中毒健康診断 ニ. 有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ. じん肺健康診断 ロ. 振動障害健康診断 ハ. 鉛中毒健康診断 ニ. 有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を 受けている
受ける予定である ことを証明します。

平成 年 月 日 認可記号番号 第 号

名 称

労働保険の 主たる事務所
事務組合 の 所 在 地 局 番

代表者の氏名 印

なお、詳細については、最寄りの労働基準監督署へ
お問い合わせください。